

豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金 Q&A

Q1. 補助事業の期限はいつまでですか？

- 令和8(2026)年度から令和12(2030)年度の5年間の事業実施を予定しています。なお、補助事業は各年度内で申請、完了する必要があります。

Q2. 補助の受付数に上限はありますか。

- 国の交付金を活用するため、毎年度、交付できる額には限りがあります。申請書類が揃った方から、先着順で受付を行い、予算の上限額に達した時点で本年度の申請は受付終了となります。
- また、交付申請の内容により、交付できる件数も変わるため、年間何件まで受付可能かは定まっていません。予算上限に達した場合は、ホームページ等でお知らせします。

Q3. 何度でも申請可能ですか。

- 本補助事業を活用しての補助金交付については、1つの補助設備に対し、それぞれ1回限りです。1年目に太陽光発電設備、2年目に蓄電池設置といった複数年の活用は可能ですが、同じ補助対象設備を2回以上申請することはできません。

Q4. 交付決定前に既に業者と契約している場合は、補助対象となりますか。

- 本市が補助金の交付決定をする前に、工事業者等との契約や発注を行った場合は、補助対象外となります。当該交付決定前に購入した設備の経費についても同様です。なお、業者の選定は、交付決定前に行っても問題はありません。

Q5. 市外に居住していますが、豊岡市へ転居予定です。補助金利用は可能ですか。

- 実績報告書の提出時点までに、豊岡市の補助対象地域内へ転入すれば、交付申請が可能です。実績報告時に、補助対象地域内に住所があることが確認できる書類(住民票の写し)を提出してください。

Q6. 太陽光発電設備を設置するための屋根の補強工事も補助対象となりますか。

- 補助対象外です。

Q7. 停電等の災害時のみの蓄電用として蓄電池設置を考えています。補助の対象となりますか。

- 補助対象外です。平常時から充放電を繰り返す「定置用」の蓄電池の設置が対象です。

Q8.撤去費用・処分費用は補助対象になりますか。

- 設備の更新のように、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し・処分費用に限り、交付対象となります。加えて、更新ではなく新規の設備設置の場合は、必要最小限度の範囲の処分費用は交付対象となります。

ただし、実績報告時に、処分に係る内訳の明細書類やマニフェスト(産業廃棄物管理票)の提出により、最終的に処分されているか確認できた場合に限りです。

具体的には、①配管、配線、天井材、床材、壁材等の取り外し費用、②①に伴う運搬費用及び処分費用が交付対象となります。

Q9.売電を目的とした再エネ発電設備の導入事業は対象となりますか。

- 本補助金を活用して導入した設備にて、FIT 制度及び FIP(Feed in Premium) 制度による売電を行うことはできません。
- 本補助金は、自家消費型の再エネの自立的な普及を促進することを目的としています。電力消費量に見合う適正規模の発電設備導入を検討いただき、蓄電含め自家消費ができない余剰電力が発生する場合には、小売電気事業者との個別契約において価格等を決定し、売電をすることは可能です。

Q10. 新築住宅に設置する場合は補助対象になりますか。

- 新築住宅への導入も補助対象になります。
- 太陽光発電設備等の導入にあたり、新築住宅の建築請負契約として一括契約された場合、補助対象経費と補助対象外経費の区別が困難になる可能性があるため、別契約にされることを推奨します。

Q11. 複数種類の設備を導入する場合の補助上限額はどのようになりますか。

- 補助上限額は各設備で1申請当たりの上限額を示しています。複数種類の設備を導入する場合は、それぞれの設備ごとに補助上限額を超えていないか審査します。

Q12.見積を取得する際の注意点はありますか。

- 本補助金の申請にあたっては、公正な価格であることを確認するため、2者以上から取得した見積書の提出が必須となります。
- 見積内容の比較ができるよう、対象となる設備は必ず同一の条件(型番・仕様等)で取得してください。
- 主要な設備が同一であれば、付帯工事(配管の材料や長さなど)の詳細が業者ごとに多少異なることは差支えありません。
- 補助対象となる経費を確認するため、経費内訳は必ず名称、単価、数量を記載していただく必要があります。「一式 ○○円」といったものや「雑貨・諸経費」となったものは、補助対象となるかどうか判断できず補助対象外となりますので、できる

限り詳細な内訳書を提出してもらうよう、事業者にご依頼をしてください。

Q13. インターネットなどで高効率空調設備や高効率給湯機器を購入し、自分で取り付けた場合は対象になりますか。

- 本補助金は、市内に本店、支店、営業所がある施工業者による工事を対象としているため、インターネットで機器を購入された場合は補助対象外です。

Q14. 現在灯油ストーブを使用しています。ストーブを処分し、エアコンに買い換えようと考えていますが、対象となりますか。

- 対象となります。

Q15. 高効率エアコンや高効率エコキュートだけが対象ですか。

- 本補助制度の目的として、従来の機器よりも少ないエネルギーだけで効率よく冷暖房能力を引き出す高効率空調設備(エアコン)やお湯を沸かすことができる高効率給湯機器(エコキュート)の導入が必須条件となり、それ以外の設備は対象外です。
- 高効率の判断基準は、トップランナー制度による省エネ基準達成率が100%以上またはグリーン購入法の調達基準に適合することとしています。

Q16. 国の他の補助金を申し込んでいますが、補助金の併用は可能でしょうか。

- 同一設備に対する国・県・市の他の補助金との併用はできません。

Q17. エアコンやエコキュートの導入の際、通常契約で書面は交わさず、見積書のみで仕事を受け、工事後に代金を受け取り領収書を渡すのみですが、どうすればよいですか。

- 交付決定通知日以降、適切に契約が行われているか確認をする必要があるため、施工業者に契約書等(補助対象設備の設置に係る契約日、取引日、発注日、購入日等が交付決定通知日以降であることを確認できる書類)の作成を依頼し、写しの提出をお願いします。

Q18. 民生業務部門はどのような事業者が対象ですか。

- 民生部門とは、国の総合エネルギー統計の分類によっており、家庭部門(一般家庭)と業務その他部門(事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないもの)に分類されます。そのため、製造業や建設業等は補助対象外です。
- 「業務その他部門」の例:情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉などがあります。

Q19. エリア内に事業所を2つ有している場合、事業所ごとに補助申請できますか。
○ 事業所ごとに補助申請いただけます(1事業所につき、1つの補助対象設備に対し1回限りの申請)。

Q20. 再エネ電力メニューへの切替えは、指定の電力会社(小売電気事業者)がありますか。

○ 電力会社(小売電気事業者)の指定はありません。再エネ電力メニューであれば、いずれの電力会社でも構いません。

Q21. 再エネ電力メニューにしたことを証する書類とは何ですか。

○ 契約プラン名、契約者、契約日、建物の住所、供給開始日が分かる「契約内容通知」等の資料の写し(又は該当するwebページを印刷したもの)提出ください。

○ 電力会社により切替申込から通知までに要する期間が異なるため、交付決定通知後なるべく早めに電力切替のお手続きを進めていただくようお願いいたします。

Q22. 再エネ電力メニュー契約者は補助金申請者と異なってもよいですか。

○ 電力契約者と補助金申請者は異なっても構いません。設備を導入する建物を間違いなく再エネ100%電力メニューに切り替えていただく必要があり、Q21に係る書類にて確認させていただきます。

Q23. 断熱改修等に対する補助はありますか。

○ 豊岡市脱炭素先行地域推進事業補助金では、断熱改修等に対する補助はありません。国が実施している断熱改修等の補助がありますので、そちらの活用をご検討ください。

・みらいエコ住宅2026事業(リフォーム)

<https://mirai-eco2026.mlit.go.jp/>

・先進的窓リノベ2026事業

<https://window-renovation2026.env.go.jp/>

・脱炭素ビルリノベ事業

<https://bl-renos.jp/> 等

Q24. 住宅と道路を挟んで向かいにある敷地にソーラーカーポートを設置し、発電した電気を住宅で使用する場合、補助対象になりますか。

○ 補助対象となりますが、「敷地外」への設置となるため、発電した電力のすべてを自家消費することが要件となります(国実施要領ア(ア) i (b)参照)。また、ソーラーカーポートから住宅までの電線(ケーブル)が長くなるほど施工費が高くなる可能性があります。